

## 新潟県県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)に関する指針

平成12年1月26日制定

平成14年5月2日改正

平成15年12月10日改正

平成19年9月19日改正

平成21年7月16日改正

### 第1 趣旨

県民生活に密接に関連する構想、計画等の策定過程や規制等の設定又は改廃時において、県民に対して案等を公表し、県民の多様な意見を広く募集するとともに、提出された意見の反映状況を公表する措置を講ずることにより、県民参加型県行政の推進を図る。

### 第2 意見を求める対象

- 1 この手続は、広く県民生活に影響を与える計画や規制等を対象とし、次に掲げる場合に実施するものとする。ただし、策定、設定又は変更等に際してこの指針による手続と同様な趣旨の手続が制度化されているもの、迅速性又は緊急性を要するもの及び軽微なもの等は除く。
  - (1) 県の基本的な計画等の策定や変更
  - (2) 規制の設定又は改廃  
この指針において、「規制」とは、一定の行政目的を実現するため、県民の権利を制限し、又は義務を課す制度のうち、法令等により行政機関に委ねられ、広く一般に適用されるものをいう。
  - (3) 行政指導指針の設定又は改廃  
この指針において、「行政指導指針」とは、同一の行政目的を実現するため、一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときに、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をあらかじめ定めるものをいう。
- 2 1に規定するもののほか、意見を求める主体が必要と認める場合は、この指針による手続を行うことができる。

### 第3 手続のガイドライン

- 1 意見を求める主体  
意見を求める対象を所管する新潟県部制条例に規定する部の長、企業管理者、病院事業管理者、教育委員会教育長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び労働委員会事務局長(以下「部局長」という。)とする。
- 2 意見を求める時期  
部局長が、意見を求める対象の案について最終的な意思決定を行う前の適切な時期を判断する。
- 3 意見を求める際の資料提供  
意見を求める際は、案そのものに加えて、一般の理解に資する資料を併せて公表する。
- 4 意見を求める方法  
部局長は、意見を求める対象の内容を考慮して、次に掲げる方法等を活用し、積極的な周知を図る。
  - (1) 県の発行する広報紙等への掲載
  - (2) 行政情報センター、地域振興局及び地区振興事務所に設置されている県民サービスセンター又は情報提供の窓口(以下「行政情報センター等」という。)での閲覧
  - (3) 新潟県のホームページへの掲載
  - (4) 県政記者クラブへの配布
  - (5) その他各部局が適当と認めるもの

#### 5 意見の募集期間

意見の募集期間は、少なくとも30日以上を確保することを基本として部局長が定め、案等の公表時に明示する。

#### 6 意見の提出方法

意見の提出方法としては、意見の明確な把握のためにも記録を残せる方法とし、以下に掲げるもの等を案等の公表時に明示する。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール

また、提出される意見の内容確認や責任意識を持った意見の提出促進の観点からも、以下に掲げる事項をこの手続に基づく意見の受付の条件とすることを案等の公表時に明示する。

- (1) 住所氏名の明記
- (2) 意見が公表されることについての了解

#### 7 意見の処理

部局長は、提出された意見に対する県の考え方を取りまとめ、提出された意見と併せて公表する。

### 第4 その他

- 1 この指針に基づく手続の実施状況や結果について一覧を作成し、県のホームページに掲載するとともに、行政情報センター等において県民の閲覧に供することとする。
- 2 この指針は必要に応じて見直しを行う。

### 第5 施行時期

- 1 この指針は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この指針は、平成14年5月2日から施行する。
- 3 この指針は、平成16年1月1日から施行する。
- 4 この指針は、平成19年9月30日から施行する。
- 5 この指針は、平成21年7月16日から施行する。